

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
たつの市	北山地区(揖西町北山集落)	令和3年9月	平成31年3月

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	26.00 ha	
①人・農地プランの耕地面積	26.00 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.00 ha	100.0 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	ha	%
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	ha	%
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	ha	%
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	ha	%
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	ha	%
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	0.00 ha	0.0 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	26.00 ha	100.0 %
(備考) 旧プランで既に中心経営体へ集約するなど実質化されており、耕作者への聞き取りにより数値を算出している。		

- 注1: ④⑤の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ⑦の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・区域面積のほとんどを中心経営体が耕作しているが、経営の健全化を図るため、新たな担い手の育成が必要である。また、水稻・麦・大豆を中心とした営農を維持するとともに、引き続き、高収益作物の導入等を検討する必要がある。 ・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理に地域がどのように関わっていくか検討する必要がある。
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の中心経営体による集約化を今後も継続していくとともに、地域内で新規就農希望がある場合は、担い手及び地域役員で協議し、新たな担い手として位置づける。 ・中心となる経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、多面的活動事業等を活用して経営体と共同で行うように努める。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 今後、定期的に話し合いを行い地域農地の保全に努める。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。